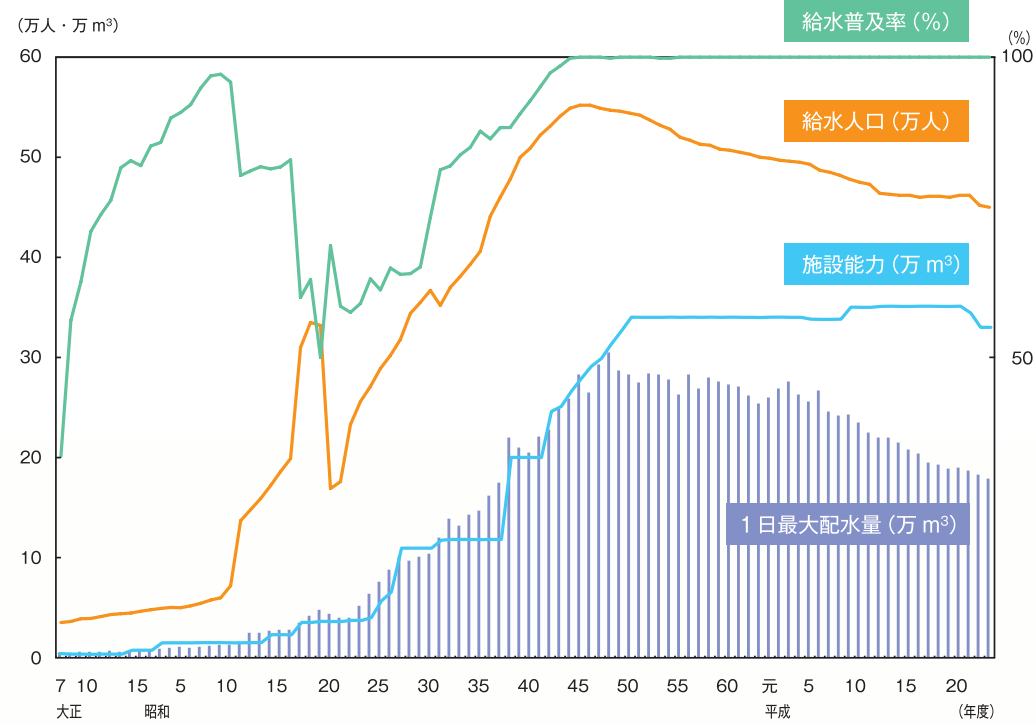




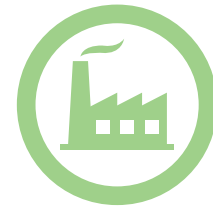
目で見ると 尼崎市の水道

水道事業の推移



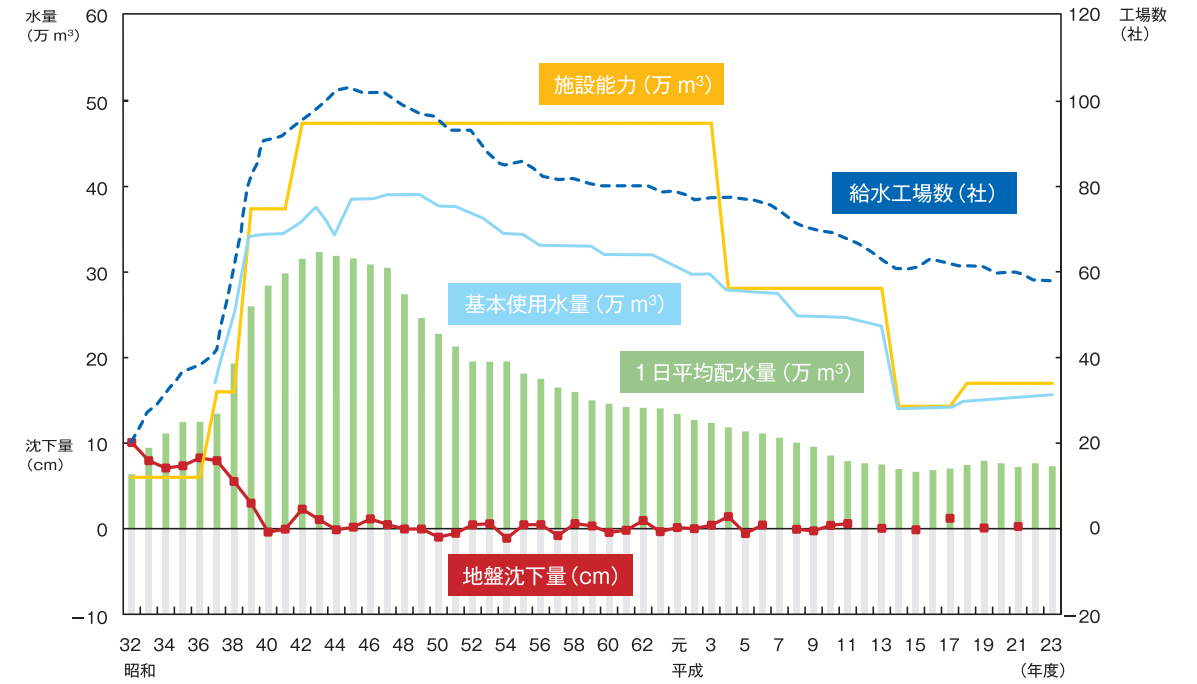
グラフの見方 **ここがポイント**

- 高度経済成長期等に普及に努めた結果、水道普及率が昭和45年度(1970)にほぼ100%となりました。
- 水道事業の1日最大配水量は昭和48年度(1973)に 304,600m³/日にピークに達し、その後、減少傾向にあったものの、平成3年度(1991)に276,100m³/日を記録しました。
- 平成7年度以降は、減少傾向が顕著となり、平成23年度(2011)では179,282 m³/日と平成3年度の7割を下回っています。配水量が減少している要因としては、人口の減少のほか、節水機器の普及(洗濯機、トイレ等)、節水意識の高まり、大口需要者における水使用の合理化などを考えています。



目で見ると 尼崎市の工業用水道

工業用水道事業の推移



グラフの見方 **ここがポイント**

- 給水工場数は昭和32年度(1957)の19社から昭和45年度(1970)の103社をピークに年々減少傾向にあります。
- 高度経済成長時代における水需要の増大のため2度の拡張事業を行いました。オイルショックを契機に産業構造の変化、水使用の合理化、工場の市外転出など水需要も減少傾向になっていました。
- 受水企業の新規参入や契約水量の変更等により水需要も変動し、今日に至っています。

地盤沈下と工業用水道

尼崎市は戦前から生産用水の多くを地下水に求めていたため、工業地域では年間10cm以上、また局地的には累積の沈下量が3mにも達する激しい地盤沈下に見舞われていました。この地盤沈下により、昭和25年度(1950)のジェーン台風の高潮で市街地の2分の1が泥海化し、大きな社会問題となりました。この問題は全国的な広がりを見せていたため、工業

の健全な発達と地盤沈下の防止を目的に「工業用水法」が制定され、工業用水道建設のための補助制度も創設されました。これにより、第1期事業に着手し、給水を開始することができました。以後、地下水のくみ上げ規制の強化とともに工業用水道の拡張を図り、第3期拡張事業の完成により尼崎市の地盤沈下は終息しました。



安全・安心な水道水をお届けするために

さまざまな検査・試験の実施

1 法令に基づく水質検査（給水栓水）を行っています

法令に基づく定期的水道水質検査（水質基準50項目）は、市内16カ所の定点（じゃ口水）で、また、毎日検査（色度、濁度、残留塩素）は、市内5カ所の水質自動監視装置による連続測定で行っています。



2 神崎浄水場の入口と出口で水質検査を行っています

神崎浄水場入口と出口の水について、水質基準50項目、水質管理目標設定項目26項目の検査を行っています。また、水質管理目標設定項目の一つである農業類102物質についても検査を行っています。



3 その他の水質検査・試験

尼崎市の水源である琵琶湖・淀川の水質を監視し、原水の水質を把握するために流域の水道事業体と協力し水質監視や調査を行っています。また浄水処理が適切に行われているか確認のための試験等各種検査・試験を行っています。



写真/上：水質自動監視装置 中：水質検査の様子 下：光学顕微鏡

尼崎市水道局水質検査計画

水道局が行う水質検査は、じゃ口水が水道水質基準に適合していることを確認するために不可欠であり、水質管理を行う上でも重要なものです。水道局では、水質検査を適切でなおかつ計画的に行うため、水道法施行規則第15条第6項に基づき、水質検査計画を毎年度事業開始前に策定・公表し、それに基づいて水質検査を実施しています。この水質検査計画には、検査地点・検査項目・検査頻度・その他水質異常時等の臨時調査の実施要件を記載しています。

また、水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果については、評価の上、公表しています。

おいしい尼崎の水道水

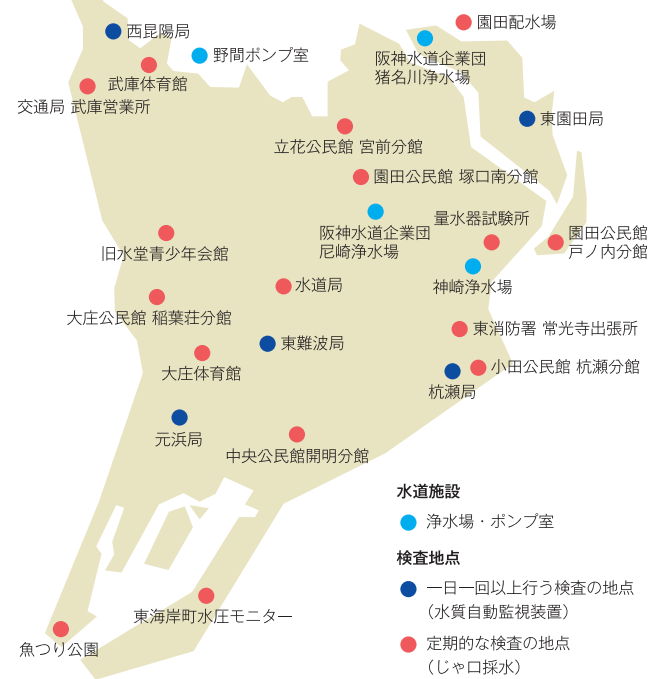
おいしさを感じる条件として味はもちろん、においや水温、天候などにも左右されます。昭和60年(1985)に当時の厚生省が「おいしい水研究会」を設立し、水質要件が示されました。尼崎の水道はこの要件をほぼクリアしています。

おいしい水の要件

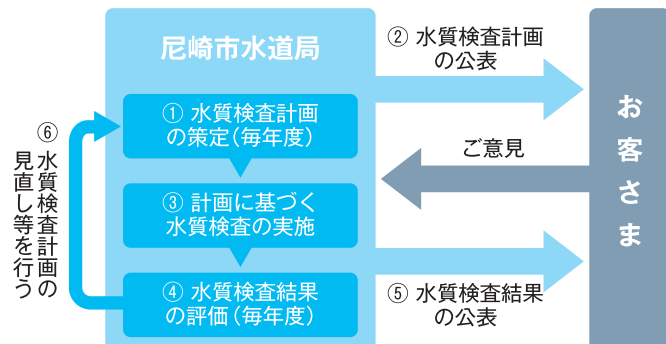
水質項目	水質要件	給水栓水の水質検査結果
蒸発残留物	30～200	106
硬度	10～100	41
遊離炭酸	3～30	2.6
過マンガン酸カリウム消費量	3以下	1.3
臭気度	3以下	1
残留塩素	0.4以下	0.70
水温	最高20度	

(H22 平均値)

給水栓における検査地点及び浄水場位置図



水質検査計画及び水質検査結果の公表



安定供給のために

取水場や浄水場などの施設や配水管等の管路について、老朽化したものを計画的に更新、耐震化するなどし、水道・工業用水道の安定供給に努めています。また、水道では災害発生に備え、給水拠点となる耐震性緊急貯水槽の設置を進めています。

施設更新工事

取水場や浄水場などの施設について、耐震診断を実施し、計画的に順次更新・耐震補強工事を進めています。

管路更新工事

配水管は、計画的に順次更新工事を進めています。更新時には耐震管（耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管）を使用しています。

基幹管路(*)の耐震化率

	H23年度末 基幹管路延長 (km)	耐震化延長 (km)	耐震化率 (%)
水道	144.4	55.9	38.7
工業用水道	94.2	47.3	50.2

* 基幹管路：水運用上、重要度が高く代替機能のない管路

災害時の給水拠点の整備

災害発生時に備えて、高圧給水車、給水タンク車、携行缶、仮設給水栓及び非常用給水袋等を備蓄し、また、耐震性緊急貯水槽を市内に設置していきます。

耐震性緊急貯水槽設置場所（平成23年度末現在）

- 防災センター（125m³）
- 北部防災センター（100m³）
- 潮江緑遊公園（100m³）
- 尼崎北小学校（100m³）



配水ポンプ



沈でん池



配水管更新工事



耐震性緊急貯水槽設置工事

